益田市農業委員会第17回総会議事録

- 1. 開催日時 令和3年(2021) 11月22日(月) 13:30~15:25 開催場所 EAGA 3階 大ホール
- 2. 出席 農業委員(16名)

1番 又賀 保 2番 大畑 美里 3番 須藤 寿人 4番 吉村 太 5番 大庭 清 6番 御神本康一 7番 田中 綾 8番 佐原 晃子 9番 北條 義洋 10番 篠原 栄次 11番 谷本 大輔 12番 豊田 志摩 13番 柳田 継男 14番 豊田 浩 15番 宮川 有衣 16番 西川 友史

- 3. 欠席 農業委員 (0名)
- 4. 出席 農地利用最適化推進委員(21名)

増野 六彦	田ノ上武夫	澁谷	記幸	澤江	浩一
寺戸 康人	三浦 尚人	田原	勝美	野村	浩三
寺戸豊太郎	永見 浩二	河野	正憲	領家	耕一
和﨑 恒義	椋木 昭雄	潮	好介	豊田	繁雄
中島秀一郎	宮内 英之	椋木	孝光	渡邉	豊孝
河野 光好					

5. 欠席 農地利用最適化推進委員(3名)

山根 健治 岡崎 定佳 三浦 和顕

- 6. 提出議案
 - 議第 96号 農地法第3条の規定による許可申請について
 - 議第 97号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
 - 議第 98号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について
 - 議第 99号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
 - 議第 100号 農地でないことの確認について
 - 議第 101号 農用地利用集積計画の決定について
 - 報第 85号 農地法第3条の3の規定による農地等の権利取得の届出について
 - 報第 86号 農地法第18条第6項の規定による通知書の確認について
 - 報第 87号 農地の使用貸借合意解約通知書の確認について
 - 報第 88号 農地の埋立届出について
 - 報第 89号 公共事業の施行に伴う廃土処理に係る届出について
 - 報第 90号 認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置に伴う農地転用について

7. 議事に参加した職員

石田局長、和田局長補佐、高橋係長、吉田指導主任、髙橋主事 田中美都総合支所地域振興課長、藤本匹見総合支所地域振興課長補佐

8. 議事の概要

会長

それでは、定刻になりましたので、只今から第 17 回益田市農業委員会総会を開催いたします。

(挨拶)

本日の議事録署名者につきましては、5番の大庭清委員、6番の御神本康一委員、 よろしくお願いいたします。また、本日の欠席委員は山根健治推進委員、岡﨑定 佳推進委員、三浦和顕推進委員です。

それでは、議事に入らせていただきます。議事の都合上「議第 100 号 農地でないことの確認について」を議題といたします。それでは事務局より説明をお願いします。

事務局

整理番号1番

申請地は、下種町の3筆 合計481.61 ㎡です。昭和55 年頃から耕作しておらず、山林化しており農地への復旧は困難な状況であることから、非農地証明願が提出されたものです。

ご審議の程宜しくお願いいたします。

会長

担当地区農業委員より現地調査の報告をお願いします。

大庭清職務代 理

5番の大庭です。現地確認は11月15日に田原推進委員と行いました。申請地の奥の方は行くことが出来ないような所であり、○○が生い茂っており、非農地で問題ないと思います。手前の方の申請地は○○ですが、○○となっており、非農地で問題ないと思います。よろしくお願いします。

会長

2番をお願いします。

事務局

整理番号2番

申請地は、大谷町3筆、久々茂町9筆 合計5,020 ㎡です。昭和60年頃から耕作しておらず、原野、山林化しており農地への復旧は困難な状況であることから、非農地証明願が提出されたものです。

ご審議の程宜しくお願いいたします。

会長

担当地区農業委員より現地調査の報告をお願いします。

御神本康一委員

6番の御神本です。11月19日に野村推進委員と現地確認を行いました。原野化しているところは確認できましたが、山林化しているところについては山の中であり、行くことが出来ないような場所でした。非農地で問題ないと思います。

会長

ただいま説明がありましたが、何かご意見やご質問などございませんか。

それでは無いようですので採決いたします。「議第100号 農地でないことの確認について」は原案通り許可としてもよろしいですか。

(はい、の声)

それでは許可といたします。次に「議第96号 農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。それでは説明をお願いします。

事務局

整理番号1番

本件は、3条の有償移転にかかる許可申請です。

土地の所在は、下本郷町の田3筆 合計3,888 ㎡です。譲り渡し事由は、〇〇に居住しており、農地の管理、耕作が困難なため、譲り受け事由は、申請地を譲り受けて耕作するためでございます。

農地法に基づきます権利取得後のすべての農地の耕作状況及び労働力の確保、 農業の従事状況、機械の保有状況、下限面積の要件から見まして、農地法第3条 第2項各号の許可することが出来ない規定には該当せず、許可要件の全てを満た しております。

ご審議の程宜しくお願いいたします。

会長

担当地区農業委員より現地調査の報告をお願いします。

大畑美里委員

2番の大畑です。現地確認は11月12日に又賀委員と2名で行いました。申請地は下本郷町の○○の両隣と、○○沿いの○○の隣です。譲渡人が○○で耕作できないということで譲受人が譲り受けて耕作するそうです。適当であると判断しました。

会長

地元推進委員何かありますか。

增野六彦推進

, 1

委員 会長

ありません。

2番をお願いします。

事務局

整理番号2番

本件は、3条の有償移転にかかる許可申請です。

土地の所在は、下本郷町の田2筆 合計2,649 ㎡です。譲り渡し事由は、申請地の耕作、管理が困難なため、耕作してもらいたい。譲り受け事由は、譲り受けて耕作するためでございます。

農地法に基づきます権利取得後のすべての農地の耕作状況及び労働力の確保、 農業の従事状況、機械の保有状況、下限面積の要件から見まして、農地法第3条 第2項各号の許可することが出来ない規定には該当せず、許可要件の全てを満た しております。

ご審議の程宜しくお願いいたします。

会長

担当地区農業委員より現地調査の報告をお願いします。

大畑美里委員

2番の大畑です。現地確認は11月12日に又賀委員と2名で行いました。申請地は下本郷町の○○の下になります。農業に興味のあった譲受人が申請地を譲り受けて農業を始めるそうです。適当であると判断しました。

会長

地元推進委員何かありますか。

增野六彦推進

委員 会長

ありません。

3番をお願いします。

事務局

整理番号3番

本件は、3条の無償移転にかかる許可申請です。

土地の所在は、下種町の畑3筆及び田2筆 合計2,685.30 ㎡です。譲り渡し事由は、高齢、労力不足により耕作困難なため、譲り受け事由は、申請地を譲り受けて耕作するためでございます。

農地法に基づきます権利取得後のすべての農地の耕作状況及び労働力の確保、 農業の従事状況、機械の保有状況、下限面積の要件から見まして、農地法第3条 第2項各号の許可することが出来ない規定には該当せず、許可要件の全てを満た しております。

ご審議の程宜しくお願いいたします。

会長

担当地区農業委員より現地調査の報告をお願いします。

大庭清職務代 理

5番の大庭です。現地確認は 11月 15日に田原推進委員と行いました。譲渡人は○○で、耕作が出来ない状態です。そのため○○である譲受人が荒地にならない様に譲り受けて耕作をしたいとのことです。問題はないと思いますのでよろしくお願いします。

会長

地元推進委員何かありますか。

田原勝美推進

ありません。

委員

会長

4番をお願いします。

事務局

整理番号4番

本件は、3条の有償移転にかかる許可申請です。

土地の所在は、大谷町の田3筆 合計1,027 ㎡です。譲り渡し事由は、耕作、管理が困難になり耕作してもらいたいため、譲り受け事由は、近隣に居住しており、譲り受けて耕作するためでございます。なお、譲受人の所有農地につきましては、すでに原野、山林化している土地につきましては、議第100号整理番号2番で非農地証明願が提出され、先に審議いただきました。保全管理のみの土地につきましては、非耕作地として記載しております。この非耕作地につきましては、耕作不便な土地であるためです。

農地法に基づきます権利取得後のすべての農地の耕作状況及び労働力の確保、 農業の従事状況、機械の保有状況、下限面積の要件から見まして、農地法第3条 第2項各号の許可することが出来ない規定には該当せず、許可要件の全てを満た しております。

ご審議の程宜しくお願いいたします。

会長

担当地区農業委員より現地調査の報告をお願いします。

御神本康一委員

6番の御神本です。11月19日に野村推進委員と現地確認を行いました。譲渡人が高齢であるため耕作ができない状態で、譲受人が譲り受けて耕作し、農地を守っていきたいとのことからこの度の申請となりました。ご審議の程よろしくお願いします。

会長

地元推進委員何かありますか。

野村浩三推進

ありません。

委員会長

5番をお願いします。

事務局

整理番号5番

本件は、3条の有償移転にかかる許可申請です。

土地の所在は、白上町の畑1筆 1,352 ㎡です。譲り渡し事由は、高齢となり耕作、管理が困難なため、譲り受け事由は、隣接農地を所有しており、譲り受けて耕作するためでございます。申請地につきましては、譲受人以外の法人との利用権設定がございましたので、報第86号整理番号4番で報告しますが解約通知書の提出がございます。

農地法に基づきます権利取得後のすべての農地の耕作状況及び労働力の確保、 農業の従事状況、機械の保有状況、下限面積の要件から見まして、農地法第3条 第2項各号の許可することが出来ない規定には該当せず、許可要件の全てを満た しております。

ご審議の程宜しくお願いいたします。

会長

担当地区農業委員より現地調査の報告をお願いします。

豊田浩委員

14番の豊田です。11月15日に岡崎推進委員と現地確認を行いました。申請地は○○になります。譲渡人は高齢により耕作が困難なため、譲受人に譲渡したいとのことです。譲受人は農業実績もあり問題ないと思います。ご審議の程よろしくお願いします。

会長

6番をお願いします。

事務局

整理番号6番

本件は、3条の無償移転にかかる許可申請です。

先月の総会において農地等権利移動制限特例区域に設定した案件でございます。申請地につきましては、特例区域として下限面積を1aで告示しております。 土地の所在は、美都町宇津川の畑1筆 517 ㎡です。譲り渡し事由は、耕作、管理が困難になり耕作してもらいたいため、譲り受け事由は、隣接地に居住しており、譲り受けて耕作するためでございます。

農地法に基づきます権利取得後のすべての農地の耕作状況及び労働力の確保、 農業の従事状況、機械の保有状況、下限面積の要件から見まして、農地法第3条 第2項各号の許可することが出来ない規定には該当せず、許可要件の全てを満た しております。

ご審議の程宜しくお願いいたします。

会長

担当地区農業委員より現地調査の報告をお願いします。

佐原晃子委員

8番の佐原です。11月15日に河野推進委員と現地確認を行いました。先月に出た案件ですが、譲渡人の○○である譲受人が譲り受けて耕作するそうです。ご審議の程よろしくお願いします。

会長

地元推進委員何かありますか。

河野正憲推進

ありません。

委員会長

本日は6件です。ただいま事務局より説明がありましたが、何かご質問やご意 見などございませんか。

又賀保委員

2番の件ですが、申請地の横の法面が崩れかけており、その法面の上は○○です。譲受人が○○するにあたって申請地を最終的に転用するのではないかと危惧しています。申請地は農用地区域内の農地であり転用は難しいところです。

事務局

申請地横の法面については、譲渡人の先代の時からお話は伺っており、当事者間で協議していくとのことでした。そして代替わりし、手放したいといったことから今回の申請となっています。転用の可能性については、農用地区域内の農地

であり、第一種農地であることから余程の目的が無いと転用は認められない農地となっています。

又賀保委員

分かりました。

会長

他にありませんか。

それでは無いようですので採決いたします。「議第96号 農地法第3条の規定による許可申請について」については原案通り許可としてよろしいですか。

(はい、の声)

それでは許可といたします。次に「議第97号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。それでは説明をお願いします。

事務局

整理番号1番

土地の所在は、遠田町の畑1筆 26 m²です。

都市計画区域外で、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地であることから第2種農地と判断致します。

転用目的は、駐車場で、転用許可該当条項は農地法第4条第6項の規定である 周辺の土地では転用目的を達成することが認められない場合の許可できる基準に 該当致します。

雨水は、既存の側溝に流します。

既に完了しているため資金証明の添付はありません。

ご審議の程宜しくお願いいたします。

会長

担当地区農業委員より現地調査の報告をお願いします。

吉村太委員

4番の吉村です。現地確認は11月11日に澤江推進委員と行いました。現地は ○○から○○へ30m行った所にあります。○○年頃から○○を駐車場として使用 していたそうで、○○の際に農地であることが分かり今回の申請となっています。 土地改良区の意見書、隣接地の承諾書も添付されており問題ないと思います。

会長

地元推進委員何かありますか。

澤江浩一推進

ありません。

委員

会長

2番をお願いします。

事務局

整理番号2番

土地の所在は、白上町の畑1筆 8.98 m²です。

都市計画区域外で、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地であることから第2種農地と判断致します。

転用目的は、墓地で、転用許可該当条項は農地法第4条第6項の規定である周辺の土地では転用目的を達成することが認められない場合の許可できる基準に該当致します。

雨水は、地下浸透です。

資金証明については、通帳の写しが添付されています。

ご審議の程宜しくお願いいたします。

会長

担当地区農業委員より現地調査の報告をお願いします。

豊田浩委員

14番の豊田です。11月15日に岡﨑推進委員と現地確認を行いました。申請地は〇〇と〇〇の近くです。申請者が墓地を設けたいということです。土地改良区の意見書もあり問題ないと思います。ご審議の程よろしくお願いします。

会長

本日は2件です。ただいま説明がありましたが、何かご意見やご質問などございませんか。

それでは無いようですので採決いたします。「議第97号 農地法第4条第1項 の規定による許可申請について」は原案通り許可としてもよろしいですか。

(はい、の声)

それでは許可といたします。次に「議第98号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について」を議題といたします。それでは説明をお願いします。

事務局

整理番号1番

本件は、事業計画の変更に係る承認申請です。

土地の所在は、美都町都茂の田1筆 239㎡です。

都市計画区域外で、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地であることから第2種農地と判断致します。

変更前の転用目的は事務所で、造成まで行ったが事務量の変化や社員の増加等により当初の事業計画を変更せざるをえなくなったため提出されたものでございます。

ご審議の程宜しくお願いいたします

会長

担当地区農業委員より現地調査の報告をお願いします。

佐原晃子委員

8番の佐原です。11月14日に永見推進委員と現地確認を行いました。場所は○ ○沿いの○○の向かい側にあります。よろしくお願いします。 会長

地元推進委員何かありますか。

永見浩二推進

ありません。

委員 会長

本日は1件です。ただいま説明がありましたが、何かご意見やご質問などございませんか。

佐原晃子委員

排水についてお聞きしたいんですが、今回は合併浄化槽を設置し河川に流すということだったんですが、農業用水路や生活排水の関係等は他の地域ではどのようになっているんでしょうか。

会長

合併浄化槽を設置し、河川に排水するということですが、安全性等については様々な他法令の制限や基準を満たして排水しておられます。また、農業用水路は地域の水利組合等が管理されていると思いますが、仮に生活排水を農業用水路に流すとしたら水利組合と協議した上で行っていると思われます。

佐原晃子委員

分かりました。

会長

他にありませんか。

それでは無いようですので採決いたします。「議第98号 農地法第5条第1項 の規定による許可後の事業計画変更申請について」は原案通り許可としてもよろ しいですか。

(はい、の声)

それでは許可といたします。次に「議第99号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。議事参与の関係がありますので、先に整理番号11番から審議させていただきます。議事参与の委員は退室をお願いします。

(○○、退室)

それでは説明をお願いします。

事務局

整理番号11番

本件は、所有権移転に係る許可申請です。

土地の所在は、隅村町の畑1筆 16 m²です。

都市計画区域外で、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地であることから第2種農地と判断致します。

転用目的は、住宅用敷地で、転用許可該当条項は農地法第5条第2項の規定である周辺の土地では転用目的を達成することが認められない場合の許可できる基準に該当致します。

雨水は、地下浸透です。

資金証明については、通帳の写しが添付されています。

ご審議の程宜しくお願いいたします。

会長

担当地区農業委員より現地調査の報告をお願いします。

篠原栄次委員

10番の篠原です。11月17日に椋木推進委員と現地確認を行いました。○○と ○○に現地確認の当日に同席してもらい話を聞いております。申請地は○○と○ ○の間にある○○で、○○の途中になります。譲受人が住宅を建てるのに住宅敷 地として使用するそうです。○○であり、隣接する農地もないことから問題ない と思います。ご審議の程よろしくお願いします。

会長

地元推進委員何かありますか。

椋木昭雄推進

ありません。

委員

会長

それでは整理番号 11 番について先に採決させていただきます。ただいま説明がありましたが、何かご意見やご質問などございませんか。

それでは無いようですので採決いたします。整理番号 11 番については原案通り 許可としてよろしいですか。

(はい、の声)

それでは許可といたします。

(○○、入室)

それでは1番に戻りまして説明をお願いします。

事務局

整理番号1番

本件は、所有権移転に係る許可申請です。

土地の所在は、三宅町の田2筆 1,950 m²です。

都市計画区域内の用途地域であるため、第3種農地と判断致します。

転用目的は、宅地造成で、転用許可該当条項は農地法施行規則第 44 条第 3 号の 規定に該当致します。

排水は、合併浄化槽を設置し、既存の水路に流します。

資金証明については、通帳の写しが添付されています。

ご審議の程宜しくお願いいたします。

会長

担当地区農業委員より現地調査の報告をお願いします。

大畑美里委員

2番の大畑です。現地確認は11月12日に又賀委員と2名で行いました。申請地は○○を入り、○○の近くです。申請は分譲宅地として販売するためで、排水は合併浄化槽を設置します。隣接農地の承諾書も添付されており、適当であると判断しました。

会長

地元推進委員何かありますか。

增野六彦推進

ありません。

委員

会長 2番をお願いします。

事務局

整理番号2番

本件は、所有権移転に係る許可申請です。

土地の所在は、中島町の畑1筆 387 m²です。

都市計画区域内の用途地域であるため、第3種農地と判断致します。

転用目的は、宅地造成で、転用許可該当条項は農地法施行規則第 44 条第 3 号の 規定に該当致します。

排水は、公共下水道に接続します。

資金証明については、金融機関の残高証明書が添付されています。

ご審議の程宜しくお願いいたします。

会長

担当地区農業委員より現地調査の報告をお願いします。

又賀保委員

1番の又賀です。現地確認は11月12日に大畑委員と2人で行いました。場所は○○の横になります。2件分の宅地とする計画だそうです。隣接農地の承諾書、土地改良区の意見書も添付されており、特に問題はないと思います。

会長

地元推進委員何かありますか。

田ノ上武夫推

ありません。

進委員

会長

3番をお願いします。

事務局

整理番号3番

本件は、所有権移転に係る許可申請です。

土地の所在は、かもしま西町の畑2筆 462㎡です。

都市計画区域内の用途地域であるため、第3種農地と判断致します。

転用目的は、個人住宅で、転用許可該当条項は農地法施行規則第 44 条第 3 号の 規定に該当致します。

排水は、公共下水道に接続します。

資金証明については、金融機関の融資証明書を添付されています。

ご審議の程宜しくお願いいたします。

会長

担当地区農業委員より現地調査の報告をお願いします。

又賀保委員

1番の又賀です。現地確認は11月12日に大畑委員と2人で行いました。場所はかもしま町にある○○の○○側の農地になります。譲受人は隣接地の○○をしており、その隣接地である申請地に住宅を新築するそうです。特に問題はないと思います。

会長

地元推進委員何かありますか。

田ノ上武夫推

進委員

ありません。

会長

4番をお願いします。

事務局

整理番号4番

本件は、所有権移転に係る許可申請です。

土地の所在は、あけぼの本町の田1筆 177 ㎡です。都市計画区域内の用途地域であるため、第3種農地と判断致します。

転用目的は、個人住宅で、転用許可該当条項は農地法施行規則第44条第3号の 規定に該当致します。

排水は、公共下水道に接続します。

資金証明については、金融機関の残高証明書が添付されています。

ご審議の程宜しくお願いいたします。

会長

担当地区農業委員より現地調査の報告をお願いします。

又賀保委員

1番の又賀です。現地確認は11月12日に大畑委員と2人で行いました。場所は○○の○○を入った所になります。隣接地に農地はなく、土地改良区の意見書も添付されており、特に問題はないと思います。

会長

地元推進委員何かありますか。

田ノ上武夫推

進委員

会長

5番をお願いします。

ありません。

事務局

整理番号5番

本件は、所有権移転に係る許可申請です。

土地の所在は、高津一丁目の畑1筆 247 m²です。

都市計画区域内の用途地域であるため、第3種農地と判断致します。

転用目的は、駐車場で、転用許可該当条項は農地法施行規則第 44 条第 3 号の規 定に該当致します。

雨水は、地下浸透です。

資金証明については、金融機関の融資証明書を添付されています。

ご審議の程宜しくお願いいたします。

会長

担当地区農業委員より現地調査の報告をお願いします。

須藤寿人委員

3 番高津地区の須藤です。現地確認は 11 月 15 日に澁谷推進委員と行いました。 現地は○○を少し入った所になります。家の側に駐車場が無いことから駐車場を 設けたいそうです。○○ですが、問題はないと思います。

会長

地元推進委員何かありますか。

澁谷記幸推進

ありません。

委員

会長

6番をお願いします。

事務局

整理番号6番

本件は、所有権移転に係る許可申請です。

土地の所在は、高津一丁目の畑1筆 210㎡です。

都市計画区域内の用途地域であるため、第3種農地と判断致します。

転用目的は、個人住宅で、転用許可該当条項は農地法施行規則第 44 条第 3 号の 規定に該当致します。

排水は、合併浄化槽を設置し、既存の水路に流します。

資金証明については、残高証明書が添付されています。

ご審議の程宜しくお願いいたします。

会長

担当地区農業委員より現地調査の報告をお願いします。

須藤寿人委員

3番高津地区の須藤です。現地確認は11月15日に澁谷推進委員と行いました。 現地は○○があるんですがその近くになります。○○でしたが、○○になり、そ の土地と合わせて住宅を建てるそうです。かなり広い土地になりますが、隣接地 の承諾書、土地改良区の意見書も添付されており問題はないと思います。

会長

地元推進委員何かありますか。

澁谷記幸推進

ありません。

委員

会長

7番をお願いします。

事務局

整理番号7番

本件は、所有権移転に係る許可申請です。

土地の所在は、高津六丁目の畑 4 筆 1,133 ㎡です。都市計画区域内の用途地域であるため、第 3 種農地と判断致します。

転用目的は、宅地造成で、転用許可該当条項は農地法施行規則第44条第3号の 規定に該当致します。

排水は、合併浄化槽を設置し、既存の水路に流します。

資金証明については、残高証明書が添付されています。

ご審議の程宜しくお願いいたします。

会長

担当地区農業委員より現地調査の報告をお願いします。

須藤寿人委員

3番高津地区の須藤です。現地確認は11月15日に澁谷推進委員と行いました。 現地は○○の裏側の方になります。以前も隣地を転用されていますが、今回も新 たに宅地造成をするそうです。土地改良区の意見書、隣接地の同意書も添付され ており問題はないと思います。

会長

地元推進委員何かありますか。

澁谷記幸推進

ありません。

委員

会長

8番と9番をお願いします。

事務局

整理番号8番

本件は、所有権移転に係る許可申請です。

土地の所在は、須子町の畑1筆 216 ㎡です。都市計画区域内の用途地域であるため、第3種農地と判断致します。

転用目的は、宅地造成で、転用許可該当条項は農地法施行規則第 44 条第 3 号の 規定に該当致します。

排水は、合併浄化槽を設置し、既存の水路に流します。

資金証明については、通帳の写しが添付されています。

ご審議の程宜しくお願いいたします。

整理番号9番

本件は、所有権移転に係る許可申請です。

土地の所在は、須子町の畑1筆 274 ㎡です。都市計画区域内の用途地域であるため、第3種農地と判断いたします。

転用目的は、個人住宅で、転用許可該当条項は農地法施行規則第44条第3号の 規定に該当いたします。

排水は、合併浄化槽を設置し、既存の水路に流します。

資金証明については、金融機関の融資証明書を添付されています。

ご審議の程宜しくお願いいたします。

会長

担当地区農業委員より現地調査の報告をお願いします。

須藤寿人委員

3番高津地区の須藤です。現地確認は11月15日に澁谷推進委員と行いました。 現地は須子町の○○になります。譲渡人は8番9番共に同じで、譲受人は8番と 9番別々です。8番では宅地造成、9番では個人住宅を新築するそうです。隣接地 の承諾書も添付されており、問題はないと思います。

会長

地元推進委員何かありますか。

澁谷記幸推進

委員

会長

ありません。

10番をお願いします。

事務局

整理番号10番

本件は、所有権移転に係る許可申請です。

土地の所在は、横田町の畑2筆 1,355 ㎡です。都市計画区域外で、農業公共 投資の対象となっていない生産性の低い農地であることから第2種農地と判断致 します。

転用目的は、太陽光発電で、転用許可該当条項は農地法第5条第2項の規定である周辺の土地では転用目的を達成することが認められない場合の許可できる基準に該当致します。

雨水は、地下浸透です。

資金証明については、残高証明書が添付されています。

ご審議の程宜しくお願いいたします。

会長

担当地区農業委員より現地調査の報告をお願いします。

北條義洋委員

9番の北條です。11月15日に領家推進委員と○○と現地確認を行いました。場所は○○の近くの○○がありますが、そこの○○側の○○になります。例年荒れている土地であり、毎年農地パトロールで確認しているところです。○○が生え、指導もしているところですが条件が合い今回の申請になったようです。隣地周辺も○○といった状況です。所有者がおられる隣接地については同意書もあり、トラブル等は起こらないと思います。土地改良区の意見書も出ており問題はないと思います。

会長

地元推進委員何かありますか。

領家耕一推進

ありません。

委員

会長

12番をお願いします。

事務局

整理番号 12番

本件は、所有権移転に係る許可申請です。土地の所在は、戸田町の畑5筆 3,718 m²です。都市計画区域外で、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地であることから第2種農地と判断致します。

転用目的は、太陽光発電で、転用許可該当条項は農地法第5条第2項の規定である周辺の土地では転用目的を達成することが認められない場合の許可できる基準に該当致します。

雨水は、地下浸透です。

資金証明については、残高証明書が添付されています。

なお、30a を超えるため、島根県機構に意見を聴取する案件となります。 ご審議の程宜しくお願いいたします。

会長

担当地区農業委員より現地調査の報告をお願いします。

柳田継男委員

13番の柳田です。11月12日に宮内推進委員と現地確認を行いました。場所は○○の近くで、○○の横です。以前は草刈り等していたそうですが、現在はしていないそうです。土地改良区の意見書も出ており問題はないと思います。

会長

地元推進委員何かありますか。

宮内英之推進

ありません。

委員

会長

本日は12件です。ただいま説明がありましたが、先に採決をした11番を除きまして何かご意見やご質問などございませんか。

又賀保委員

1番の又賀です。最近太陽光発電関連の申請が大変多いと思います。所有者にも事情はあったり、農地は荒れていたりと申請の理由は様々ですが、農業委員会の農地を守るという視点からして、ただ審議をしているだけでいいのかと思います。

会長

県の常設審議委員会でも太陽光発電の案件は出ております。国が再生エネルギー事業を推し進めている中で、東日本に比べ西日本の方が土地も安いこということもあり申請は増えています。耕作放棄地や担い手に繋がらないような農地で地権者と合意をし、隣接地の承諾も得て申請をされているものに対して太陽光発電だからと農業委員会が規制をかけることは中々難しいと思います。

又賀保委員

分かりました。

会長

他にありませんか。

宮川有衣委員

私も太陽光発電の申請が多いと思い色々と調べてみましたが、先進的に作られた静岡や群馬の方では、台風が来た際にとんでいったり、土砂とかにも弱いため、ぐちゃぐちゃになったりしたものを業者がほったらかしにしている等の問題も出てきているそうです。荒れている土地を使用することは問題ないと思いますが、周りに耕作している田んぼがあったり、住宅があったりするところに関しては、農業委員会として規制をかけることはできないですが、もし問題が起きた際に業者さんがきちんと対応するのか、どういった対応をするのかについては口頭でも確認をしておいた方がいいのではないかと思いました。

会長

農地転用をするうえで転用が可能かどうかについて審議するといったこともあり、転用後の対応については当事者間で対処するようになると思います。

他にありませんか。

それでは無いようですので採決いたします。「議第99号 農地法第5条第1項 の規定による許可申請について」は原案通り許可としてもよろしいですか。

(はい、の声)

それでは許可といたします。次に「議第 101 号 農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。それでは説明をお願いします。

事務局

今月の利用集積計画は、利用権設定の新規が7件、再設定が2件、一括方式の 新規が1件、所有権移転が1件の合計11件ございます。それでは、利用権設定の 新規から説明いたします

整理番号1番

申請地は、飯田町の畑1筆 998 ㎡です。10年4ヶ月間の賃借権設定です。

会長

地元推進委員より説明をお願いします。

澁谷記幸推進 委員 高津地区の澁谷です。現地確認は11月15日に須藤委員と行いました。貸付人は高齢であり、〇〇なので耕作をしていませんでしたが、以前から個人で貸していた借受人に農地中間管理事業を活用して貸し出すそうです。問題はないと思います。

会長

2番3番をお願いします。

事務局

整理番号2番、3番については、借り手が同じですので一括します。

申請地は、戸田町の田 3 筆 合計 6,382 m²です。5 年 1 ヶ月間の使用貸借権設 定です。

会長

地元推進委員より説明をお願いします。

宮内英之推進 委員 小野地区担当推進委員の宮内です。11 月 10 日に柳田農業委員と現地確認をしております。2 番の貸付地は今まで○○が管理されていましたが、○○で管理が出来ないということから農地中間管理事業を活用されるそうです。3 番の貸付人は高齢であり○○が管理されていましたが、規模を縮小したいとのことから農地中間管理事業を活用されるそうです。問題はないと思いますのでよろしくお願いします。

会長

5番をお願いします。

事務局

整理番号5番

申請地は、喜阿弥町の田1筆 3,432 m²です。3年1ヶ月間の使用貸借権設定です。

会長

地元推進委員より説明をお願いします。

宮内英之推進 委員

小野地区担当推進委員の宮内です。11 月 10 日に柳田農業委員と現地確認をしております。貸付人ですが○○で規模を縮小したいとのことから農地中間管理事業を活用されるそうです。問題はないと思いますのでよろしくお願いします。

会長

6番をお願いします。

事務局

整理番号6番

申請地は、市原町の田1筆 3,014 ㎡です。3年1ヶ月間の使用貸借権設定です。

会長

地元推進委員より説明をお願いします。

椋木孝光推進 委員 中西地区の椋木です。11月6日に豊田委員と現地確認を行いました。貸付人は 高齢でなかなか耕作できないということで、農地中間管理事業を活用するそうで す。よろしくお願いします。

会長

8番をお願いします。

事務局

整理番号8番

申請地は、川登町の畑4筆 合計3,993 ㎡です。5年4ヶ月間の使用貸借権設定です。

会長

地元推進委員より説明をお願いします。

豊田浩委員

14番の豊田です。欠席の岡﨑推進委員に代わり説明します。11月9日に岡﨑推進委員と現地確認を行いました。現地は〇〇と〇〇の〇〇です。4枚の筆で1枚の田となっていました。貸付人は高齢で耕作困難なため農地中間管理事業を活用するそうです。よろしくお願いします。

会長

9番をお願いします。

事務局

整理番号9番

申請地は、匹見町石谷の田 2 筆 合計 1,504 ㎡です。4 年 4 ヶ月間の使用貸借権設定です。

会長

地元推進委員より説明をお願いします。

河野光好推進 委員

匹見の河野です。この案件ですが、貸付人の○○から、7年くらい耕作されていない圃場でしたが、借受人が耕作するそうです。借受人の住所は○○になっていますが、○○が○○に住んでおり、○○と一緒に田んぼも耕作しておられるそうなので問題はないと思います。

会長

続いて一括方式について説明をお願いします。

事務局

整理番号1番

申請地は、飯田町の畑1筆 1,995 m²です。10年1ヶ月間の賃借権設定です。

会長

地元推進委員より説明をお願いします。

澁谷記幸推進

委員

高津地区の澁谷です。現地確認は 11 月 15 日に須藤委員と行いました。貸付人は〇〇で、借受人が借りておられました。この度、農地中間管理事業を活用して〇〇して耕作するそうです。問題はないと思います。

会長

続いて所有権移転について説明をお願いします。

事務局

整理番号1番

申請地は、白上町の畑1筆 5,562 m²、売買金額は○○です。

移転時期は令和3年11月30日、公社の支払い期限は令和3年12月31日です。 なお、申請地につきましては、農地中間管理事業を活用して、別の法人が利用 権設定しておりましたが、報第86号の整理番号1番及び2番にて解約通知書の提出がございます。

説明は以上でございます。

会長

地元推進委員より説明をお願いします。

豊田浩委員

14番の豊田です。欠席の岡﨑推進委員に代わり説明します。11月15日に岡﨑 推進委員と現地確認を行いました。現地は〇〇です。現地は〇〇が少し生えてい ましたが、耕作には問題ない程度でした。ご審議の程よろしくお願いします。

会長

本日は再設定、一括方式と所有権移転を含め 11 件です。ただいま説明がありましたが、何かご意見やご質問などございませんか。

それでは無いようですので採決いたします。「議第101号 農用地利用集積計画の決定について」は原案通り許可としてもよろしいですか。

(はい、の声)

それでは許可といたします。次に報告事項に移ります。報告の方をお願いしま す。

事務局

報第85号 農地法第3条の3の規定による農地等の権利取得の届出について 届出件数は相続が6件、時効取得が1件の合計7件です。6件は相続者が管理 され、1件あっせんの希望がございます。

報第86号 農地法第18条第6項の規定による通知書の確認について 届出件数は、4件です。解約の理由は、1番、2番、4番は所有権移転のため、3 番は耕作不便のためです。

報第87号 農地の使用貸借合意解約通知書の確認について 届出件数は、1件です。解約理由は、所有権移転のためです。

報第88号 農地の埋立届出について

届出件数は、1件です。土地の所在は、中吉田町の1筆 340 m²です。埋立後は畑として利用されます。

報第89号 公共工事の施行に伴う廃土処理に係る届出について 届出件数は、4件です。

整理番号1番 土地の所在は、白上町及び喜阿弥町の4筆 41,301 ㎡です。施工者は浜田河川国道事務所長で、工期は令和3年10月28日頃から令和5年3月31日です。

埋め立て後は畑として利用されます。

整理番号2番 土地の所在は、横田町の3筆 2,939 ㎡です。

施工者は島根県益田県土整備事務所長で、工期は令和3年12月1日頃から令和4年3月11日です。

埋め立て後は畑として利用されます。

整理番号3番 土地の所在は、美濃地町の1筆 1,280 m²です。

施工者は島根県益田県土整備事務所長で、工期は令和3年12月1日頃から 令和4年2月28日です。

埋め立て後は畑として利用されます。

整理番号4番 土地の所在は、川登町の6筆 3,578 ㎡です。

施工者は島根県益田県土整備事務所長で、工期は令和3年12月1日頃から 令和4年3月11日です。

埋め立て後は畑として利用されます。

報第 90 号 認定電気通信事業者の行う中継施設の設置に伴う農地転用について

届出件数は、6件です。

整理番号1番 土地の所在は、飯田町の1筆 349 ㎡のうち 2.25 ㎡です。

整理番号2番 土地の所在は、種村町の1筆 210㎡のうち4㎡です。

整理番号3番 土地の所在は、長沢町の1筆 294 m²のうち4 m²です。

整理番号4番 土地の所在は、美都町宇津川の1筆 442 mのうち4 mです。

整理番号5番 土地の所在は、美都町板井川の1筆 552 m2のうち4 m2です。

整理番号6番 土地の所在は、匹見町石谷の1筆 49㎡のうち4㎡です。

報告は以上でございます。

ただいま事務局の方から報告がありましたが、何かご意見やご質問などございませんか。

それでは無いようですので第17回総会を終わりたいと思います。どうもありが とうございました。

会長